

2023年4月13日

お客さま各位

大樹生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの 入院給付金のお支払い等について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。当社は、2023年5月8日（月）以降、2020年4月から実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）を終了いたします。

詳細については、下記をご参照ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「みなし入院」について

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、重症化リスクが高い方については、医療機関への入院だけでなく、医療機関の事情等により医師または保健所の指示で臨時施設または自宅にて療養を行った場合には、「みなし入院」として入院給付金等のお支払いの対象としておりました。

今般、政府では、新型コロナウイルス感染症について、2023年5月8日（月）から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっています。

当該変更にともない、5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、入院給付金等のお支払い対象外となります。

< 「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象 >

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院をされた場合		○ (お支払い対象)		
臨時施設または 自宅での療養を された場合	重症化リスク の高い方 ^(※1)	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	× <u>(お支払い対象外)</u>
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

(※1) 発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

(裏面もご確認ください)

<見直しの背景等>

2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日（月）から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっています。

入院給付金に関しては、約款上の入院には該当しないものの、重症化リスクの高い方について「入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情等により、医師等の管理下で自宅または臨時施設にて療養を行った場合に『入院』とみなす」という考え方によりお支払いの対象としておりましたが、当該変更にともない、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等が適用されないこととなるため、「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、今般の特別取扱いの終了等は、政府による「5類感染症」移行時期等の最終確認をもって実施します。今後変更が生じた場合は、あらためてご連絡いたします。

2. 団体定期保険・無配当医療保障保険（団体型）の災害死亡保険金等について

災害保障特約、傷害特約等の特約が付加された団体定期保険・無配当医療保障保険（団体型）については、当面は災害死亡保険金等のお支払い対象となりますが、今後、取扱いを変更する可能性がございます。

3. ご請求にあたってのお願い

当社では、「My HER-SYS で取得した画面での療養証明（診断年月日が記載された画面）」を入院給付金ご請求時の必要書類としているところ、厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所への発生届出・入力となされている場合には同年9月末まで利用可能と発表されています。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上